

1 定住自立圏構想の概要について

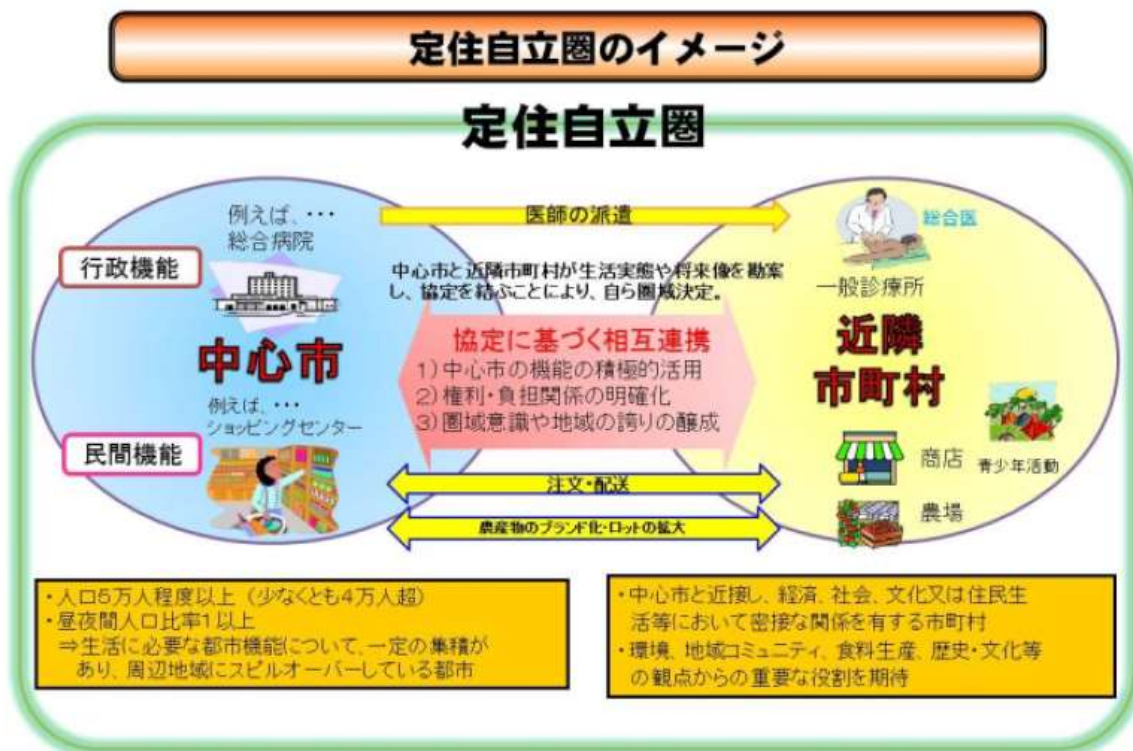
(1) 定住自立圏構想とは

我が国は、今後、総人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれています。今後は、三大都市圏でも人口減少が見込まれますが、特に地方においては、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれています。

このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確認し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

平成 21 年 4 月から全国展開し、現在、各地で取組が進んでいます。



(2) 全国の実施状況（令和5年11月1日現在）※総務省ホームページより

宣言中心市	140 市	中心市宣言を行った市の数
定住自立圏	130 圏域	定住自立圏形成協定の締結又は定住自立圏形成方針の策定により形成された定住自立圏の数
ビジョン策定中心市	130 市	定住自立圏共生ビジョンを策定した圏域数

2 圏域形成の手順

(1) 中心市宣言

圏域をつくるには、中心市の人口や中心市への近隣市町村からの通勤通学割合など、一定の要件が必要となる。その一定の要件を満たす「中心市」が、「中心市宣言」により圏域における定住自立圏形成に向けた中心的な役割を担う意思を表明する。

(2) 定住自立圏形成協定の締結

中心市宣言を行った市が、住民生活等において密接な関係を有する近隣の市町村との間で、議会の議決を経た上で、1対1で「定住自立圏形成協定」を締結し、人口定住のために必要な生活機能を確保するための相互の役割分担を決める。

(3) 定住自立圏共生ビジョンの策定

中心市が、生活機能確保の役割を担う民間や地域の関係者、圏域住民で構成する「圏域共生ビジョン懇談会」での検討を経て、協定締結した他の市町村との協議の上、「定住自立圏共生ビジョン」（おおむね5年程度を想定）を策定し、圏域の将来像や、具体的な取組内容及びその成果を決める。

(4) 定住自立圏共生ビジョン策定後の流れ

定住自立圏共生ビジョンに基づき、中心市および近隣市町村が役割分担した上で、具体的な取組を展開し、取組の成果を勘案しながら、毎年度見直す。

3 圏域の形態

中心市のうち、広域的な合併を行った、一定の要件を満たす合併市は、一市で定住自立圏を形成することができます。この場合、定住自立圏形成協定に代えて、人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を近隣地域とした「定住自立圏形成方針」を議会の議決を経て、策定できます。

本圏域の場合は、この合併1市圏域に該当しています。



4 圏域に求められる役割

圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」は、地方圏における定住の受け皿を形成するために、次の役割が求められている。

① 生活機能の強化

休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成等。

② 結びつきやネットワークの強化

デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備等。

③ 圏域マネジメント能力の強化

合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい等。

5 第3次伊勢崎市定住自立圏共生ビジョンの体系

(1) 生活機能強化に係る政策分野	
取 組	取組内容
①土地利用	ア 土地利用
②景観形成	ア 景観まちづくりの推進
③医 療	ア 地域医療機能の高度化
④教 育	ア 中等教育学校の充実
	イ 大学等高等教育機関との連携
⑤工 業	ア 工業団地等への企業誘致
⑥農 業	ア 農産物のブランド化、地産地消の推進と生活基盤の整備
⑦防 災	ア 防災情報の伝達体制の強化
⑧ごみ処理	ア 適切なごみ処理の推進
(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	
取 組	取組内容
①公共交通	ア 公共交通の強化
②道路等の交通インフラ	ア 道路等の交通インフラの整備
③中心市街地	ア 中心市街地の整備
	イ 中心商店街の活性化
④定住及び転入	ア 圏域への定住及び転入促進
⑤観光イベント及び市民交流	ア 観光イベントによる集客及び市民交流の推進
⑥都市間交流	ア 都市間交流の促進
⑦世界遺産	ア 世界遺産「田島弥平旧宅」の活用
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
取 組	取組内容
①人材の育成	ア 地域づくりに資する人材の育成
②職員の能力向上	ア 職員の能力向上

6 定住自立圏に取り組むメリット

定住自立圏構想推進のために、総務省が以下のとおり地方財政措置を講じています。

(1) 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置

定住自立圏に関する取組を推進するため、定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業、定住自立圏共生ビジョン懇談会等に要する経費に対して特別交付税措置が講じられる。

(2) 地域活性化事業債における定住自立圏推進事業

地域活性化事業債において、「定住自立圏推進事業」を対象とする。

(3) 外部人材の活用に対する財政措置

圏域外における専門性を有する人材を活用するための経費を対象に特別交付税措置が講じられる。

(4) 定住自立圏民間活力創出ファンド形成事業

公益法人等が民間事業者等に融資、債務保証又は投資等をするための資金として中心市等が出資又は貸付を行い、原則として圏域全体で1つのファンドを形成する事業について、所要の財政措置が講じられる。

(5) 地域総合整備資金（ふるさと融資）の取扱い

地域総合整備資金の貸付対象事業のうち、形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施されるものについて、貸付限度額等の引き上げを行うこととされている。

(6) 個別の施策分野における財政措置

- ① 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
- ② へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置率の引き上げ

(7) 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

定住自立圏形成協定を締結した市町村に限り、辺地度点数に宣言中心市の市役所までの最短距離を算定することができるとしている。

7 伊勢崎市定住自立圏のこれまでの取組みについて

(1) 伊勢崎市の取組み経過

平成 21 年 12 月 16 日 中心市宣言

平成 22 年 9 月 28 日 伊勢崎市定住自立圏形成方針の議決・策定

平成 22 年 12 月 1 日 伊勢崎市定住自立圏共生ビジョンの策定

平成 25 年 3 月 26 日 伊勢崎市定住自立圏共生ビジョンの変更

平成 27 年 3 月 20 日 伊勢崎市定住自立圏形成方針の変更

平成 27 年 3 月 20 日 第 2 次伊勢崎市定住自立圏共生ビジョンの策定

平成 30 年 1 月 11 日 第 2 次伊勢崎市定住自立圏共生ビジョンの変更

令和 2 年 3 月 19 日 伊勢崎市定住自立圏形成方針の変更

令和 2 年 3 月 19 日 第 3 次伊勢崎市定住自立圏共生ビジョンの策定

(2) 定住自立圏構想推進のための財政措置等

平成 21 年度

- ・民間投資促進交付金〔民間 3 病院に対し、計 1 億 3,350 万円 交付〕
- ・地域活性化・きめ細かな臨時交付金〔宣言済みの中心市に対し、2 割増（本市は約 8,000 万円増額）交付〕

平成 22 年度

- ・地域活性化交付金 きめ細かな交付金〔宣言済みの中心市に対し、2 割増（本市は約 2,500 万円増額）交付〕

平成 22 年から令和 5 年度までの特別交付税措置額

① 包括的財政措置	② 医療負担金	①+② 合計額
102,411 万円	17,200 万円	119,611 万円